

産業廃棄物処理委託料金表(消費税等及び循環税別途)

令和8年4月施行

単位:円/kg

種類及び名称	単価	摘要
燃え殻	40	焼却灰などダイオキシン類含有(ただし、3ng以下)分析表必要
火災物	50	
ばいじん	50	ダイオキシン類含有3ng以下 分析表必要
鉱さい	40	高炉、電気炉などの残さ、サンドブラスト ※要重金属等の溶出試験
汚泥	44	無機質、有機質(含水率85%以下)、杭残土、道路清掃・下水道汚泥など
動植物性残さ	45	食品製造などから発生する残さ
ゴムくず	40	天然ゴムくず
繊維くず	50	縫製くず、畳(スタイロ畳含む)など
廃油	60	アスファルト防水
動物の死体	60	畜産農業に係るもの
廃プラスチック類	45	塩ビ管、ブルーシートなど
安定・管理型付着混合物	60	プラスチック以外の混合、付着があるもの
漁業系廃棄物	75	漁網・ロープなど
漁業系廃棄物(金属付着)	90	
石綿含有物	100	石綿不含証明書提出の場合、通常単価適用
断熱材を含む混合物	75	風力フレド、金属サイディング、スレート板付きスタイロフォーム等
不適合混合廃棄物	75	
廃タイヤ	75	大型、特殊車両は200円
スタイロフォーム	105	発泡系、ウレタン系 リサイクル不可の付着物は130円(石綿含有物含む)
紙くず		
ダンボール	10	
付着物(ル・フィンク等)	50	建設関連紙、事業系の紙くず
木くず	15	混合物なしのもの
解体材混合	30	分別が必要なもの
枝木、抜根、伐採木等	25	
その他木くず	35	木杭、おがくず、
枕木・CCA化工物	50	ル・フィンク付き解体材
石綿含有物	100	
金属くず	5	廃棄物の付着物がないもの
安定型付着混合物	20	付着物ががれき、廃プラ、ガラス陶磁器くず
管理型付着混合物	20	付着物が紙くず、木くず、有機質のもの
配線類を含む機器類	50	医療機器類など
安定器、コンデンサ、トランス	50	(PCB不含証明書必要)
石綿含有物	100	石綿不含証明書提出の場合、通常単価適用
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	30	タイル、コンクリート製品 (再生可能は2.5円/kg)
ALC	30	
安定型付着混合物	30	付着物が金属、廃プラなど
管理型付着混合物	35	付着物が紙くず、木くず、有機質のもの(窯業系サイディング含む)
耐火レンガ	90	ダイオキシン類含有分析表提出(3ng以下)の場合、35円
石綿含有物	100	石綿不含証明書提出の場合、通常単価適用
石膏ボード・木毛板	60	
石膏ボード(混合)	80	
太陽光パネル	120	
グラスウール・ロックウール	100	
蛍光管(直管・環形)	400	水銀灯、ナトリウム灯は不可
がれき類	15	再生利用困難物
コンクリートがら(無筋・有筋共)	2.5	コンクリート解体材、二次製品など
廃アスファルト	1.2	
石綿管	100	石綿不含証明書提出の場合、通常単価適用
安定型付着混合物	15	付着物が金属くず、廃プラなど
管理型付着混合物	20	付着物が紙くず、木くず、有機質のもの
処分するために処理したもの (13号廃棄物)	60	セメント、溶融固化したもの
廃石綿	150	特別管理産業廃棄物(二重梱包されたもの)
残土		
10t車	1台あたり 5,000円	
10t車以下4t車まで	1台あたり 3,000円	
4t車以下	1台あたり 2,000円	
一般廃棄物(江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町(熊石地区)で発生するものに限る)		
すきとり物	7	上記以外の地域より発生するものは要相談
草・笹など	20	

*循環資源利用促進税(埋立処分対象) 平成20年4月1日～ 1000円/t

重要*排出業者・処理業者 様へ : 産業廃棄物処理委託契約の締結が事前に必要です。
(契約締結後、処理可能となります。契約書はすぐにご用意できますので、お気軽に申し出ください。)

北清えさし株式会社

〒043-0065 北海道松山郡江差町字砂川11-3

TEL 0139-52-6100 FAX 0139-52-6200